

令和3年第1回

三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和3年2月15日

三重県後期高齢者医療広域連合議会

令和3年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

2月15日（第1号）

招集年月日	1
招集場所	1
開会及び閉会の日時	1
出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名	2
説明のため議場に出席した者の職氏名	2
議事日程（第1号）	2
議事日程（第1号の2）	2
会議に付した事件	3
議事等の経過	
仮議席の指定	5
諸般の報告	5
議長の選挙	5
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第1号 副広域連合長の選任同意について	8
議案第2号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部の改正について	10
議案第3号 令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 （第1号）	11
議案第4号 令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算（第2号）	13
議案第5号 令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	16
議案第6号 令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計予算	19
議案第7号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部の改正について	24
議案第8号 監査委員の選任同意について	25

令和3年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録（第1号）

招集年月日

令和3年2月15日 月曜日

招集場所

津市栄町二丁目361番地 三重地方自治労働文化センター 4階大会議室

開会及び閉会の日時

開会 令和3年2月15日 午後1時32分

閉会 令和3年2月15日 午後2時28分

出席議員（20人）

4番	早川新平	7番	山路茂
8番	西村友志	9番	平野勝弘
10番	南澤幸美	12番	大杉吉包
13番	常俊朋子	16番	木下順一
18番	岡正光	20番	大森秀俊
21番	近森正利	22番	服部芙二夫
24番	柴田孝之	25番	矢野純男
27番	久保行男	28番	世古口哲哉
30番	山口和宏	31番	中村忠彦
32番	山添英機	35番	大畑 覚

欠席議員（16人）

1番	盆野明弘	2番	加藤美江子
3番	市川典子	5番	藤本 亨
6番	浜口和久	11番	杉野浩二
14番	加藤千速	15番	西口昌利
17番	山本洋信	19番	橋爪政吉
23番	水谷俊郎	26番	城田政幸
29番	大森正信	33番	小山 巧
34番	尾上壽一	36番	向井 健雅

職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名

書記 中谷裕子 書記 北村繁行
書記 杉野まり

説明のため議場に出席した者の職氏名

広域連合長	前 葉 泰 幸	副広域連合長	加 藤 隆
副広域連合長	辻 村 修 一	監 査 委 員	松 原 克 也
事 務 局 長	前 田 達	会 計 管 理 者	川 合 清 久
次長兼総務企画課長	樋 口 智 子	事 業 課 長	廣 田 一 実 孝
事業課主幹	後 藤 静 香	事業課主幹	太 田 公 孝
事業課主幹	山 崎 剛		

議事日程（第1号）

- 第1 仮議席の指定
- 第2 諸般の報告
- 第3 議長の選挙

議事日程（第1号の2）

- 第1 議席の指定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 会期の決定
 - 第4 議案第1号 副広域連合長の選任同意について
 - 第5 議案第2号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について
 - 第6 議案第3号 令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
 - 第7 議案第4号 令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 第8 議案第5号 令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - 第9 議案第6号 令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
-

会議に付した事件

議事日程（第1号）

第1～第3 議事日程のとおり

議事日程（第1号の2）

第1～第9 議事日程のとおり

追加 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について
監査委員の選任同意について

議事等の経過

○書記（中谷裕子君）

書記の中谷と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、公私何かと御多忙の中、御参集賜りましてまことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、昨年11月に開催いたしました令和2年第2回定例会以降、新しく当広域連合議会議員に選出されました皆様を御紹介させていただきます。

まず、桑名市の南澤幸美議員でございます。

○議員（南澤幸美君）

よろしくお願ひします。（拍手）

○書記（中谷裕子君）

続きまして、玉城町の山口和宏議員でございます。

○議員（山口和宏君）

よろしくお願ひします。（拍手）

○書記（中谷裕子君）

なお、伊賀市の大森秀俊議員におかれましては、任期満了などがございましたが、再度選出され、引き続き就任いただいております。

また、本日欠席の御連絡をいただいておりますが、新たに選出されました議員といたしまして、伊勢市の浜口和久議員、志摩市の橋爪政吉議員、紀宝町の向井健雅議員を御紹介させていただきます。

以上で御紹介を終わらせていただきます。

次に、この閉会中に令和2年12月9日付で世古明議長から一身上の都合に

より議員辞職願が提出され、閉会中でありましたことから、同日付けをもちまして、副議長においてこれを許可いたしました。

この辞職許可に伴いまして、現在、議長職が空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が職務を行いますのでよろしく願いいたします。

それでは、服部副議長、よろしく願いいたします。

〔服部英二夫副議長 着席〕

午後1時32分、開会

○副議長（服部英二夫君）

みなさんこんにちは。

副議長の服部でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は20名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第1回 三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、議案説明のため、広域連合長以下関係者の出席を求めていますことを御報告いたします。

開議に先立ち、広域連合長から招集の御挨拶があります。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

本日は、令和3年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平素から、当広域連合の運営に格別の御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今議会では、副広域連合長の選任同意が1件、条例の一部改正が2件、令和2年度の補正予算が2件、令和3年度の当初予算が2件、監査委員の選任同意議案が1件の計8議案を提出いたします。それぞれの案件につきまして、御審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

午後1時38分 開議

○副議長（服部英二夫君）

ありがとうございました。

それでは、本日の会議を開きます。
日程第1、仮議席の指定を行います。
新たに選出されました議員の仮議席は、ただいま御着席の席を指定いたします。

○副議長（服部英二夫君）

日程第2、諸般の報告を行います。
まず、閉会中の議員の辞職許可についてであります。
桑名市の伊藤真人議員から、閉会中に広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしました。
次に、監査委員から報告のありました現金出納検査の結果及び令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合定例監査等結果報告書については、お手元に配付のとおりであります。

○副議長（服部英二夫君）

日程第3、議長の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によって行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部英二夫君）

御異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部英二夫君）

御異議なしと認めます。
よって、副議長において指名することに決定いたしました。
本広域連合議会の議長に、議席番号21番、近森正利議員を指名いたします。
お諮りいたします。

ただいま、副議長において指名いたしました近森正利議員を議長の当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部英二夫君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしました近森正利議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました近森正利議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

それでは、近森議長と交代いたします。

皆様方の御協力、誠にありがとうございました。（拍手）

〔服部英二夫副議長 退席〕

〔近森正利議長 着席〕

○議長（近森正利君）

みなさんこんにちは。ただいま議長に選出いただきました伊賀市の近森正利でございます。

微力ではございますが、皆様の御協力のもと円滑な議事運営になるよう努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（近森正利君）

それでは、追加議事日程第1号の2により議事を進めます。

日程第1、議席の指定を行います。議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。

新たに選出された議員の議席は、ただいま御着席の席を指定いたします。

○議長（近森正利君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第107条の規定により、議席番号13番、常俊朋子議員、議席番号28番、世古口哲哉議員を指名いたします。

○議長（近森正利君）

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日一日にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近森正利君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

○議長（近森正利君）

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

令和3年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開催に当たりまして、運営に臨む私の方針を申し述べ、皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大の終息が見えない中、その対応として、今年度は、傷病手当金の新設や後期高齢者医療保険料の減免等の改正を行いました。

平均寿命が、過去最高を更新し続け、人生100年時代の到来を見据え、令和4年度からは、団塊の世代がいよいよ75歳に到達し、高齢化のピークを迎えることとなり、高齢者が健やかに過ごせる社会を構築していくためには、時代の変化に応じた見直しを図っていくことが求められております。

こうした中、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が本年度から本格的に実施され、来年度からは、企画・調整に従事する医療専門職について、専従要件が緩和され、一定の条件のもと、他の業務との兼務も認めるとする方針が国から示され、取り組みやすい環境が整ったことから、県内各市町におかれましても当該事業の実施に向け、更なる取り組みの促進をお願いするものであり、当広域連合といたしましても可能な限りの支援を行ってまいります。

また、後期高齢者の医療費の窓口負担割合について、課税所得が28万円以上（所得上位30%）かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上）の方については、2割への引き上げられることが、令和4年度後半までに政令で定められることとなりました。

これは、少子高齢化が加速する中、世代間の負担の公平性を図る観点から見直しが図られるものでありますが、被保険者にとっては、負担が増大するという感は否めないように思います。

このため、広域連合としても、様々な機会を通じて、被保険者に対する制度周知を図り、ご理解をいただけるように努め、今後も、国の動きを注視しつつ、全国の広域連合とも連携を図りながら必要な激変緩和措置等の要望活動を行ってまいります。

次に、年々増加する医療費の抑制が図れるよう、医療費の適正化対策を推進する取り組みとして、被保険者の健康の保持・増進を目的とした医科健康診査については、健診費用として一般500円のご負担をいただいていた一部負担金を無料とし、歯科健診については、対象年齢を従来は、75歳と80歳であったものに、77歳の被保険者にも拡大し、更なる受診率の向上を目指してまいります。

また、平成30年4月からスタートしました第2期保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画に基づき、ジェネリック医薬品の更なる利用拡大を図るとともに、健診結果による異常数値を放置し医療機関に受診されていない方への受診勧奨等を推進してまいります。

次に、保険料についてでございます。

保険料については、2年に1度の改定を行っており、次回の改定は、令和4年度となります。令和4年度は、団塊の世代が75歳に到達し、被保険者数の大幅な増加が見込まれることから、来年度は、適正な保険料率の算定に向け、医療給付費等の支出に係る経費や、それに対する収入などについて十分に試算を行ってまいります。

また、厚生労働省が実施するマイナンバーカード取得促進施策では、マイナンバーカードの後期高齢者医療保険証やオンライン資格確認への利用を推進するため、当広域連合といたしましても、県内各市町と協力の元、マイナンバーカードの取得促進に努めてまいります。

最後になりますが、新型コロナウイルスの感染症の終息が未だ見通せない中ではありますが、当広域連合といたしまして、今後も引き続き、被保険者の方々が、安心して医療を受けられる制度、持続可能な安定した制度の適切な運営に努め、各市町や県並びに関係機関とも緊密に連携し、後期高齢者の健康寿命延伸に向け、事業運営に取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の施政方針といたします。

○議長（近森正利君）

ありがとうございました。

それでは、議事日程により会議を続けます。

○議長（近森正利君）

日程第4、議案第1号、副広域連合長の選任同意についてを議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第1号について御説明申し上げます。

副広域連合長の選任同意については、三重県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項において、副広域連合長は、関係市町の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任することとされており、この規定に基づき、副広域連合長として、森智広四日市市長を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（近森正利君）

説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近森正利君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近森正利君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近森正利君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、同意することに決定いたしました。

○議長（近森正利君）

日程第5、議案第2号、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第2号について御説明申し上げます。

三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令が一部改正され、保険料の減額に関する基準が改正されたことから所要の改正を行うもので、公布の日から施行しようとするものです。

詳細につきましては、事務局長から御説明いたします。

○議長（近森正利君）

事務局長。

○事務局長（前田達君）

議案第2号、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について説明申し上げます。

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得等控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことにより、保険料の負担に不利益が生じないように、被保険者に係る所得等について所要の改正を行うものです。

（1）所得の少ない者に係る保険料の改正（第14条）

保険料の均等割の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額の基準額を43万円（現行：33万円）に引き上げるとともに、被保険者、世帯主、当該世帯主に属する被保険者等に給与所得者と公的年金等受給者が2人以上いる場合には、当該基準の金額に給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額とするものです。

（2）公的年金等所得に係る保険料の減免賦課の特例（附則 第2条）

公的年金等控除を受けた65歳以上の年金受給者は、その所得金額から15万円を控除することとされていることから、所得基準の改正により所要の改正を行おうとするものです。

なお、今回の改正は令和3年度分以後の保険料について適用しようとするものです。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（近森正利君）

説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（近森正利君）
質疑なしと認めます。
これをもちまして質疑を終わります。
これより、討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（近森正利君）
討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（近森正利君）
御異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（近森正利君）
日程第6、議案第3号、令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

- 広域連合長（前葉泰幸君）
議案第3号について御説明申し上げます。
令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,653万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,746万8,000円とするものであります。
詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○議長（近森正利君）
事務局長。

○事務局長（前田達君）

議案第3号、令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

資料番号の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町負担金は、1,813万8,000円の減額で、派遣職員人件費負担金等の減額によるものでございます。

第2款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、102万1,000円の減額で、補助対象となる保険者インセンティブ等対象経費の減額によるものでございます。

第4款 繰入金、第1項 基金繰入金 第1目 財政調整基金繰入金は、122万6,000円の減額で、前年度繰越金の確定によるものでございます。9ページ、10ページをお願いいたします。

第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、385万6,000円の増額で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

第6款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子は、6,000円の増額で、歳計現金預金利息の増額見込みによるものでございます。

第2項 雑入、第1目 雑入は、7,000円の減額で、雇用保険の実費弁償分の減額見込みによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費は、33万円の減額で、議員の報酬及び会場使用料の減額見込みによるものでございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、1,615万4,000円の減額で、主なものとしたしましては、通勤手当及び普通旅費の減額のほか、13ページ、14ページの広域連合への派遣職員人件費に係る派遣元市町に対する負担金等の減額、前年度繰越金の地方財政法に基づく2分の1の財政調整基金への積立によるものでございます。

第3項 監査委員費、第1目 監査委員費は、7万1,000円の減額で、監査委員報酬及び費用弁償の減額見込みによるものでございます。

15ページ、16ページをお願いします。

第3款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 償還金2万5,000円は、国庫支出金等精算返還金の増額見込みによるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（近森正利君）

説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（近森正利君）
質疑なしと認めます。
これをもちまして質疑を終わります。
これより、討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（近森正利君）
討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（近森正利君）
御異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（近森正利君）
日程第7、議案第4号、令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

- 広域連合長（前葉泰幸君）
議案第4号について御説明申し上げます。
令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36億8,486万7,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,308億7,430万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○議長（近森正利君）

事務局長。

○事務局長（前田達君）

議案第4号、令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

資料番号の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款 市町支出金、第1項 市町支出金、第1目 事務費等負担金は、6,305万8,000円の減額で、積立金を除く一般管理費の減及び前年度負担金精算分の財源充当等による事務費等負担金の減額によるものでございます。

第2目 保険料等負担金は、2億143万8,000円の減額で、保険料軽減額の変更に伴う保険基盤安定制度負担金の減額によるものでございます。

第3目 療養給付費負担金は、2億8,471万7,000円の増額で、前年度負担金の確定に伴う市町の追加負担分でございます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費負担金は、30億3,012万9,000円の増額で、対象となる療養給付費負担金の内示に伴う負担金の増額によるものでございます。

第2目 高額医療費負担金は、379万9,000円の増額で、対象となる療養給付費等の増額見込みに伴う負担金の増額によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、21億7,610万5千円の減額で算出の基礎となる補正係数の変更によるものでございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、1億5,133万1,000円の減額で、健康診査事業補助金の一部が特別調整交付金により財政措置されることに伴う減額によるものでございます。

第4目 後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、1万円の増額で、東日本大震災に係る一部負担金免除、保険料減免措置に対する補助金の増額で、国の財政措置が継続されたことによるものでございます。

第7目 後期高齢者医療災害等臨時特例補助金は、406万8千円の増額で、新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免措置に対する補助金の増額によるものでございます。

第3款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 療養給付費負担金は、4億2,727万6,000円の減額で、対象となる療養給付費等の減額見込みに伴う負担金の減額によるものでございます。

第2目 高額医療費負担金は、365万円の増額で、対象となる80万円を超える医療費の増額見込みに伴う負担金の増額によるものでございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金

は、37億1,558万4,000円の減額で、対象となる療養給付費等の減額見込みに伴う社会保険診療報酬支払基金からの交付金の減額によるものでございます。

第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、44万9,000円の増額で、後期高齢者医療事業運営基金の運用利息の増額によるものでございます。

第7款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、18億3,278万7,000円の減額で、前年度繰越金の確定等に伴い減額するものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、90億1,587万3,000円の増額で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

第10款 諸収入、第2項 預金利子、第1目 預金利子は、175万1,000円の増額で、歳計現金預金利息によるものでございます。

第3項 雑入、第2目 第三者納付金は、1億円の減額で、第三者行為損害賠償金の減額によるものでございます。

第3目 返納金は、800万円の増額で、医療費の自己負担割合変更に伴う差額等返還金の増額によるものでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、14億7,693万4,000円の増額で、主に後期高齢者医療事業運営基金への積み立てによるものでございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第2款 医療給付費、第2項 高額療養諸費、第2目 高額介護合算療養費は、2,800万円の増額で被保険者に支給する高額介護合算療養費の実績見込額の増によるものでございます。

第3目 高額療養費（外来年間合算）は900万円の減額で、被保険者に外来年間合算分として支給する高額療養費の実績見込額の減によるものでございます。

第3項 その他医療給付費、第1目 葬祭諸費は、3,100万円の減額で、葬祭費支給件数の実績見込みの減によるものでございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第3款 県財政安定化基金拠出金、第1項 県財政安定化基金拠出金、第1目 県財政安定化基金拠出金629万7,000円の減額は、拠出金が確定したものでございます。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金、第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、1,800万円の増額で、医療費拠出金の増額見込みによるものでございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第5款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第1目 健康診査費は、9

4万8,000円の減額で、健康診査受診対象者数の減によるものでございます。

第2目 その他健康保持増進費は、4,080万3,000円の減額で、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施委託料の減によるものでございます。

第7款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第3目 償還金は、22億4,998万1,000円の増額で、前年度実績確定による国庫支出金等の精算に伴う返還金の増によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（近森正利君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近森正利君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近森正利君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近森正利君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近森正利君）

日程第8、議案第5号、令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計

予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第5号について御説明申し上げます。

令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億413万3,000円とするもので、前年度比、13万5,000円の増額であります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○議長（近森正利君）

事務局長。

○事務局長（前田達君）

議案第5号、令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

資料番号の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町負担金は、1億9,980万9,000円の計上で、広域連合議会、広域連合事務局の運営に要する費用に対する構成市町負担金でございます。

第2款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は393万4,000円の計上で、保険者インセンティブ及び住民、医療関係者等の「意見を聞く場」としております「運営協議会」の対象経費に対する補助金でございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は1,000円の計上で、厚生労働省が主催する会議への参加旅費に係る補助金でございます。

第3款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、1,000円の計上で、財政調整基金の運用利息でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第4款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金は、35万円の計上で、財政調整基金からの繰入金でございます。

第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、1,000円の計上で、前年度繰越金でございます。

第6款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子は、1,000円の計上で、歳計現金の預金利息でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第2項 雑入、第1目 雑入は、3万6,000円の計上で、雇用保険の実費弁償分でございます。

続きまして、歳出でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費は、77万7,000円の計上で、議員の報酬及び費用弁償、議会の会場使用料でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、2億257万1,000円の計上で、主なものといたしましては、職員1名分の給料、時間外勤務手当などの職員手当等、共済組合負担金などの共済費、会計年度任用職員3名分の報酬でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

出張等に要する旅費、消耗品費などの需用費、財務会計システムの保守点検などの委託料、事務所借上料などの使用料及び賃借料、広域連合派遣職員人件費負担金などの負担金、補助及び交付金でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第2項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費は、4万5,000円の計上で、選挙管理委員の報酬及び費用弁償、委員会の会場使用料でございます。

第3項 監査委員費、第1目 監査委員費は、24万円の計上で、監査委員の報酬及び費用弁償、出納検査などの会場使用料でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第4款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費は、50万円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（近森正利君）

説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近森正利君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近森正利君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近森正利君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近森正利君）

日程第9、議案第6号、令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第6号について御説明申し上げます。

令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,351億4,081万9,000円とするものであります。前年度比、79億5,989万2,000円の増額で、医療給付費の伸びが主な要因であります。

また、一時借入金の借入れの最高額は、90億円といたしまして、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、同一款内で各項相互に流用するものであります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○議長（近森正利君）

事務局長。

○事務局長（前田達君）

議案第6号、令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

資料番号の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款 市町支出金、第1項 市町支出金、第1目 事務費等負担金は、8億7,744万8,000円の計上で、一般管理事務費負担金、健康診査事業負担金及び健康診査事業事務費負担金でございます。

第2目 保険料等負担金は、235億3,508万円の計上で、保険料負担金及び保険基盤安定制度負担金で、保険料の軽減措置の廃止に伴い、前年度比2億1,835万2,000円の増となっております。

第3目 療養給付費負担金は、183億9,482万1,000円の計上で、

高齢者の医療の確保に関する法律、以下高確法と言いますが、第98条で定められた定率の負担金でございます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費負担金は、551億8,446万3,000円の計上で、高確法第93条第1項で定められた定率の負担金でございます。

第2目 高額医療費負担金は、10億4,231万6,000円の計上で、高確法第93条第2項で定められた負担金でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、191億6,755万8,000円の計上で、広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正するために交付される普通調整交付金と長寿・健康増進事業等に対して交付される特別調整交付金でございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、2億5,066万8,000円の計上で、健康診査事業、歯科健康診査事業、医療費適正化等推進事業、特別高額医療費共同事業に対する補助金でございます。

第3目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、1,000円の計上で、低所得者等の保険料軽減措置に係る交付金で、段階的に軽減措置の見直しを行ってきましたが、令和3年度より軽減措置が廃止されたことから、前年度に比べ2億1,966万9,000円の減となっております。

第4目 後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、1,000円の計上で、東日本大震災に係る一部負担金免除、保険料減免措置に対する補助金でございます。

第3款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 療養給付費負担金は、183億9,482万1,000円の計上で、高確法第96条第1項で定められた定率の負担金でございます。

第2目 高額医療費負担金は、10億4,231万6,000円の計上で、高確法第96条第2項で定められた負担金でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第2項 財政安定化基金支出金、第1目 財政安定化基金交付金は、1,000円の計上で、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために県に設置されている基金からの交付金でございます。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金は、940億6,677万7,000円の計上で、現役世代からの負担金として、社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金でございます。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金、第1項 特別高額医療費共同事業交付金、第1目 特別高額医療費共同事業交付金は、6,599万6,000円の計上で、1件当たり400万円を超えるレセプトの200万円を超える部分から公費支援分を除いた部分に対する国民健康保険中央会からの交付金でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、1,000円の計上で、事業運営基金の運用利息でございます。

第7款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、28億854万3,000円の計上で、後期高齢者医療事業の財政の均衡を図るため、繰り入れるものでございます。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、1,000円の計上で、前年度繰越金でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第9款 県財政安定化基金借入金、第1項 県財政安定化基金借入金、第1目 県財政安定化基金借入金は、1,000円の計上で、県財政安定化基金からの借入金でございます。

第10款 諸収入、第1項 延滞金、加算金及び過料、第1目 延滞金、第2目、過料、第3目、加算金は、それぞれ1,000円の計上でございます。

第2項 預金利子、第1目 預金利子は、1,000円の計上で、歳計現金の預金利息でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第3項 雑入、第1目 違約金及び延納利息は、1,000円の計上でございます。

第2目 第三者納付金は、3億円の計上で、第三者行為の損害賠償金でございます。

第3目 返納金は、1,000万円の計上で自己負担割合変更に伴う差額分等の返還金でございます。

第4目、雑入は、1,000円の計上でございます。
続きまして、歳出でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、6億6,209万7,000円の計上で、主なものといたしましては、通信運搬費などの役務費、広域連合電算処理システム事業委託料などの委託料、事務処理機器借上料に係る使用料及び賃借料、国保連合会への事務費負担金などの負担金、補助及び交付金などでございます。

第2款 医療給付費、第1項 療養諸費、第1目 療養給付費等は、2,272億3,759万9,000円の計上で、診療報酬、調剤報酬、高額療養費などに係る保険者負担金でございます。

第2目 療養費は、15億6,994万8,000円の計上で、鍼灸、あんま、マッサージ、補装具、柔道整復師の施術などの保険者負担金でございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第3目 移送費は、10万円の計上で、被保険者の移送に係る費用でございます。

第4目 審査支払手数料は、4億6,899万4,000円の計上で、診療報酬の審査及び支払いの手数料でございます。

第2項 高額療養諸費、第1目 高額療養諸費は、19億2,666万4,000円の計上で、1か月の医療費の自己負担額が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

第2目 高額介護合算療養費は、2億6,853万5,000円の計上で、後期高齢者医療及び介護保険の両方から給付を受け、年間の自己負担額の合算が一定金額以上になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

第3目 高額療養費（外来年間合算）は6,327万6,000円の計上で、外来療養に係る年間の自己負担額の合算が一定額以上になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第3項 その他医療給付費、第1目 葬祭諸費は、8億2,665万円の計上で、被保険者が死亡した場合に、葬祭執行者に支給されるものでございます。

第3款 県財政安定化基金拠出金、第1項 県財政安定化基金拠出金、第1目 県財政安定化基金拠出金は、8,003万9,000円の計上で、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために県に設置されている基金への拠出金でございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金、第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、7,484万7,000円の計上で、レセプト1件あたり400万円を超える医療費のうち、200万円を超える部分の財政調整に係る拠出金でございます。

第2目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、15万円の計上で、特別高額医療費共同事業の事務費拠出金でございます。

第5款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第1目 健康診査費は、13億9,584万7,000円の計上で、医科及び歯科の健康診査に係る委託料でございます。

第2目 その他健康保持増進費は、3億3,783万9,000円の計上で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を実施する市町の増加に伴い、昨年度比2億4,930万6,000円の増額で、主なものといたしましては、一体的実施や、市町が行う在宅者への訪問歯科健診等の推進事業などに対する補助金でございます。

27ページ、28ページをお願いいたします。

第6款 公債費、第1項 公債費、第1目 一時借入金利子は、281万3,000円の計上で、一時借入金の借り入れを行った場合の利子でございます。

第7款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 還付加算金は、42万円、第2目 保険料還付金は、2,500万円の計上でございます。

29ページ、30ページをお願いいたします。

第3目 償還金は、1,000万円の計上で、国庫支出金等精算返還金でございます。

第8款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費は、2億円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（近森正利君）

説明が終わりました。
本案について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近森正利君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして質疑を終わります。
これより、討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近森正利君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第6号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近森正利君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近森正利君）

ここで、議事整理のため、暫時休憩いたします。
自席で、しばらくお待ちください。

午後2時22分 休憩

午後2時24分 再開

○議長（近森正利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りいたします。
ただいま広域連合長から、議案第7号、三重県後期高齢者医療広域連合後期

高齢者医療に関する条例の一部の改正について、議案第8号、監査委員の選任同意についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近森正利君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号、議案第8号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（近森正利君）

議案第7号、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第7号について御説明申し上げます。

三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正については、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が公布されたことに伴い、附則第7条「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について」所要の改正を行うもので、公布の日から施行しようとするものです。

詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

○議長（近森正利君）

事務局長。

○事務局長（前田達君）

議案第7号、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について説明申し上げます。

令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が公布され、新型コロナウイルス感染症の感染症法における法的位置付けが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されたことによるもので、令和3年2月13日施行されたことに伴い、附則第7条「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金の支給について」文言等の整理を行うものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（近森正利君）

以上で説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近森正利君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近森正利君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第7号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近森正利君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近森正利君）

議案第8号、監査委員の選任同意についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第8号について御説明申し上げます。
監査委員の選任同意については、議会のうちから選任する監査委員として、
加藤美江子議員を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。
よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（近森正利君）

以上で説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近森正利君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近森正利君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第8号については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近森正利君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第8号は、同意することに決定いたしました。

○議長（近森正利君）

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。
令和3年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午後2時28分 閉会